

事業再編計画の認定要件・支援措置

事業再編計画と特定事業再編計画の要件*

*詳細は、産業競争力強化法第24条、第26条、「事業再編の実施に関する指針」等をご参照ください。

主な要件は以下のとおりです。

主な要件	事業再編計画	特定事業再編計画
1. 計画期間	3年以内	10年
2. 生産性の向上 (事業部門単位)	計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること。【注】 ① 修正ROA 2%ポイント向上 ② 有形固定資産回転率 5%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額 6%向上	計画開始から3年以内に次のいずれかの指標の達成が見込まれること。【注】 ① 修正ROA 3%ポイント向上 ② 有形固定資産回転率 10%向上 ③ 従業員1人当たり付加価値額 12%向上
3. 財務の健全性 (企業単位)	計画開始から3年以内に次の両方の達成が見込まれること。 ①有利子負債*/キャッシュフロー≤10倍 ※有利子負債＝借入金等－運転資金等 ②経常収入≥経常支出	
4. 雇用への配慮	計画に係る事業所における労働組合等と協議により、十分な話し合いを行うこと、かつ実施に際して雇用の安定等に十分な配慮を行うこと。	
5. 事業構造の変更	次のいずれかを行うこと。 ①合併 ②会社の分割 ③株式交換、株式移転 ④事業または資産の譲受け、譲渡 ⑤出資の受入れ ⑥他の会社の株式・持分の取得 ⑦会社の設立 ⑧有限責任事業組合に対する出資 ⑨施設・設備の相当程度の撤去等	次のいずれかを行うこと。 ①完全子会社相互間の合併 ②共同新設分割 ③完全子会社に他の事業者が行う吸収分割 ④完全子会社が行う他の事業者からの出資の受入れ ⑤複数事業者のそれぞれの完全子会社の発行済株式の全部を取得する会社の設立
6. 前向きな取組	計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること。 ①新商品、新サービスの開発・生産・提供 ⇒ 新商品等の売上高比率を全社売上高の1%以上 ②商品の新生産方式の導入、設備の能率の向上 ⇒ 商品等1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ③商品の新販売方式の導入、サービスの提供方式の導入 ⇒ 商品等1単位当たりの販売費を5%以上削減 ④新原材料・部品・半製品の使用、原材料・部品・半製品の購入方式の導入 ⇒ 商品1単位当たりの製造原価を5%以上削減 ※特定事業再編計画における国内新需要を開拓する事業再編の場合は①に限る。	
7. 新需要の開拓		計画開始から3年以内に次のいずれかの達成が見込まれること。 ①外国における新たな需要を相当程度開拓すること。 ②国内における新たな需要を相当程度開拓すること。 ⇒ 売上高伸び率≥過去3事業年度の業種売上高伸び率+5%ポイント
8. 経営支援		全ての申請事業者が、特定会社に対して、次に掲げる方法その他これに準ずる方法により特定会社に不可欠な経営支援を行うこと。 ①特定会社の事業に係る知見を有する役職員の派遣 ②技術の支援 ③販路開拓への協力 ④資材の調達における協力 ⑤製造・研究開発・管理業務等の受託

【注】

$$\text{① 修正ROA (\%)} = \frac{\text{営業利益} + \text{減価償却費} + \text{研究開発費}}{\text{総資産の帳簿価額}} \times 100$$

(計画終了年度修正ROA) - (計画開始直前事業年度修正ROA) ≥ 2%
又は3%

$$\text{② 有形固定資産回転率} = \frac{\text{売上高}}{\text{有形固定資産の帳簿価額}}$$

$$\text{③ 従業員一人当たり付加価値額} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費}}{\text{従業員数}}$$

計画認定により受けられる支援措置の全体像

支援措置	<>内は根拠条文です。「法」は産業競争力強化法を指します。	事業再編計画	特定事業再編計画
税制	事業再編促進税制（特定事業再編投資損失準備金） <租税特別措置法第55条の3、第68条の43の3>		✓
	登録免許税の軽減 <租税特別措置法第80条第1項>	✓	✓
	債権放棄時の資産評価損の損金算入<法人税法第33条第2項>	✓	✓
金融支援	指定金融機関による長期・低利の大規模融資 <法第39条>	✓	✓
	必要な資金の借入等に関する中小機構による債務保証 <法第38条>	✓	✓
会社法	現物出資の円滑化 <法第29条、第30条>	✓	✓
	組織再編の円滑化 <法第32条>	✓	
	株式併合の円滑化 <法第33条>	✓	✓
	自社株式を対価とする公開買付けの円滑化 <法第34条>	✓	
	完全子会社化手続の円滑化 <法第35条>	✓	
民法	事業譲渡時の債権者のみなし同意 <法第36条>	✓	✓
研究組合法	研究組合の組織変更の円滑化 <法第31条>	✓	✓
LPS法	LPSの外国株式等取得規制の適用除外 <法第37条>	✓	✓
独占禁止法	企業結合時の主務大臣から公正取引委員会への協議 <法第28条>	✓	✓

事業再編関連全体のお問い合わせ窓口

経済産業省 経済産業政策局 産業再生課 [TEL 03-3501-1560]

計画認定の各省庁お問い合わせ窓口

計画申請事業者の事業を所管・担当している省庁が計画認定の窓口となります。

主な担当業種	省 庁	担当課室	電話番号
製造業、流通・小売業	経済産業省	産業再生課	03-3501-1560
金融機関	金融庁	監督局総務課	03-3506-6000
警備業	警察庁	生活安全企画課	03-3581-0141
通信・放送業	総務省	情報流通振興課	03-5253-5748
たばこ事業、塩事業	財務省	理財局総務課たばこ塩事業室	03-3581-4111
酒類業		国税庁酒税課	03-3581-4161
医薬品製造業	厚生労働省	医政局経済課	03-5253-1111
食品産業	農林水産省	新事業創出課	03-3502-8111
運輸業	国土交通省	公共交通政策部交通計画課	03-5253-8111
建設業		建設市場整備課	
廃棄物処理業	環境省	産業廃棄物課	03-3581-3351
フロン業		地球温暖化対策課フロン等対策推進室	
ペット販売業		自然環境局総務課動物愛護管理室	